

PFAS 規制解説レポート第 2 版 サンプル

1

① PFAS の基礎知識を解説

－ PFAS とは何か、どのような分野で使用されているのかおよび人の健康および環境に対してどのような悪影響があるのか－

PFASs の定義については、「[Buck 等 \(2011 年\)](#)」の PFAS の定義を下表に示すように改訂している。

項目	定義	参考和訳
改訂後	PFASs are defined as fluorinated substances that contain at least one fully fluorinated methyl or methylene carbon atom (without any H/Cl/Br/I atom attached to it), i.e. with a few noted exceptions, any chemical with at least a perfluorinated methyl group ($-\text{CF}_3$) or a perfluorinated methylene group ($-\text{CF}_2-$) is a PFAS.	PFASs は、完全にフッ素化されたメチルまたはメチレンの炭素原子（水素／塩素／臭素／ヨウ素原子が結合していない）を少なくとも 1 つ含むフッ素系物質と定義される。言い換えると、幾つかの例外を除いて、「少なくともペルフルオロメチル基 ($-\text{CF}_3$) またはペルフルオロメチレン基 ($-\text{CF}_2-$) を有するあらゆる化学物質」は全て PFAS である。
改訂前	PFASs were defined as “the highly fluorinated aliphatic substances that contain 1 or more C atoms on which all the H substituents (present in	PFASs は「1 つ以上の炭素原子を含み、その炭素原子上の全ての H 置換基（それらが概念的に由来する非フッ素化類縁体中に存在する）がフッ素原子に置

解説レポートより抜粋

② PFAS の規制動向を地域ごとに解説

－ PFAS の規制強化の最新状況を国際条約、北米地域（米国／カナダ）、欧州地域（欧州連合／スイス）およびアジア地域（日本／中国）に分けて解説－

2. 国際条約

第 2 章では、下表に示す「3 つの国際条約（以下、「BSR」と省略する）」における PFAS の動向を報告する。

本書で報告する米国は、現時点で、「ストックホルム条約」、「バーゼル条約」および「ロッテルダム条約」を批准していない。

条約名	採択日	発効日	締約国数
残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 <i>Stockholm Convention on persistent organic pollutants</i> 略称：POPs 条約／ストックホルム条約	2001 年 5 月 22 日	2004 年 5 月 17 日	184
有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する	1989 年 3 月 22 日	1992 年 5 月 5 日	189

解説レポートより抜粋

③ 主要規制法規における各 PFAS の規制内容を全訳

－国際条約の POPs 条約、欧州連合の POPs 規則および REACH 規則－

POPs 条約／第 22 条・第 3 項及び第 4 項

3. 当該条約の追加の附属書の提案、採択及び発効については、次の手続きを適用しなければならない：

- (a) 追加の附属書は、第 21 条（当該条約の改正／*Amendments to the Convention*）のパラグラフ 1、2 及び 3 に定める手続を準用して提案及び採択されなければならない；
- (b) 締約国は、追加の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者（注釈：国際連合事務総長）が当該追加の附属書の採択について通報した日から 1 年以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報しなければならない。締約国は、いつでも、先に行った追加の附属書を受諾しない旨の通告を撤回することができるものとし、この場合において、当該追加の附属書は、サブパラグラフ(c)の規定に従うことを条件として、当該締約国について発効しなければならない；及び
- (c) 追加の附属書は、寄託者による当該追加の附属書の採択の通報日から 1 年を経過した時に、サブパラグラフ(b)の規定に基づく通告しなかった全ての締約国について発効しなければならない。
- (d) 附属書 A、附属書 B または附属書 C の改正の提案、採択及び発効については、当該条約の追加の附属書の提案、採択及び発効と同一の手続きに従わなければならない。ただし、附属書 A、附属書 B または附属書 C の改正が第 25 条（批准、受諾、承認または加入／*Ratification, acceptance, approval or accession*）の第 4 項の規定に従って、これらの附属書の改正に関する宣言を行った締約国について発効しない場合は、この限りでない。この場合には、当該改正は、その批准書、受諾書、承認書または加入書を当該締約国が寄託者に寄託した日の後 90 日目の日に当該締約国について発効しなければならない。

解説レポートより抜粋

④ 各地域における PFAS 規制の最新動向を一覧表として整理

6. PFAS の最新法規制動向まとめ

第 2 章から第 5 章で法規制動向を解説した個々の「ペル／ポリフルオロアルキル物質」について下表に整理する。

PFOS/PFOA

機関／国／地域	国際条約／法令名	PFOS	PFOA
国際連合	POPs 条約	附属書 B（制限）：掲載	附属書 A（廃絶）：掲載
国際連合	バーゼル条約： 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドライン	制定済み	制定予定
国際連合	PIC 条約	附属書 III	附属書 III への掲載： 審議予定
米国	有害物質規制法： 重要新規利用規則	40 CFR Part 721 § 721.9582	40 CFR Part 721 §721.10536
オーストラリア	特定有害物質禁止規則	対象	対象

解説レポートより抜粋

⑤ 各地域における今後予定されている動向を一覧表として整理

－米国・連邦議会、米国・環境保護庁、カナダ、欧州連合、スイスおよび日本に分けて整理－

7. PFAS に関する今後の法規制動向	
今後、予定されている法規制動向を下表に示す。	
機関／国／地域	今後の予定
国際連合： POPs 条約	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）、その塩および PFHxS 関連化合物 第 10 回締約国会議（COP10）での附属書 A への追加の審議 ペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩および PFOA 関連化合物 残留性有機汚染物質検討委員会の第 17 回会合での「指標となるリスト」草案の審議 長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩および関連化合物 残留性有機汚染物質検討委員会の第 17 回会合で、「附属書 D で規定されたスクリーニング基準への適否」の審議
国際条約： バーゼル条約	第 15 回締約国会議（COP15）での「ペルフルオロオクタンスルホン酸、その塩およびペルフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩および PFOA

以上、ご注文・お申込・お問い合わせはこちらのウェブページより

<https://www.envix.co.jp/region/global/pfas/>